ぐんま3R推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 「群馬県循環型社会づくり推進計画」に基づき、県、市町村及び関係 団体等が協力して、3Rの推進等に向けた取組を進めていくことを目的として、「ぐんま3R推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。
 - (1) 県、市町村及び関係団体等における3R推進等に係る現状把握、事例調査、施策検討、試験的導入等に関すること。
 - (2) 県、市町村及び関係団体等における3R推進等に係る各種施策の実施に 当たってのコンセンサスづくり及び協力に関すること。
 - (3) その他県、市町村及び関係団体等における3R推進等に向けた協力に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

(座長及び副座長)

- 第4条 推進会議には、座長1名及び副座長1名を置く。
- 2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 推進会議は、座長が招集する。
- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 推進会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課において 処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、別に 定める。

附則

この要綱は、平成23年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年2月15日から施行する。

別表(第3条関係)

区 分	団体名等	備考
学識経験者	群馬大学教育学部教授 西薗 大実	座 長
	高崎経済大学地域政策学部教授 中村 匡克	
県	群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課長	
市町村	前橋市環境部ごみ減量課長	副座長
	高崎市環境部一般廃棄物対策課長	
	桐生市市民生活部環境課長	
	伊勢崎市環境部環境政策課長	
	太田市産業環境部清掃事業課長	
	沼田市市民部環境課長	
	館林市市民環境部地球環境課長	
	渋川市市民部環境課長	
	藤岡市市民環境部清掃センター所長	
	富岡市市民生活部環境課長	
	安中市市民部環境推進課長	
	みどり市市民部生活環境課長	
	榛東村住民生活課長	
	吉岡町町民生活課長	
	上野村保健福祉課長	
	神流町住民生活課長	
	下仁田町保健環境課長	
	南牧村保健福祉課長	
	甘楽町健康課長	
	中之条町保健環境課長	
	長野原町町民生活課長	
	嬬恋村住民福祉課長	
	草津町生活環境課長	
	高山村地域振興課長	
	東吾妻町町民課長	
	片品村農林建設課長	
	川場村住民課長	
	昭和村産業課長	
	みなかみ町生活水道課長	
	玉村町生活環境安全課長	
	板倉町環境水道課長	
	明和町住民環境課長	
	千代田町環境保健課長	
	大泉町環境課長	
	邑楽町安全安心課長	
消費者	群馬県くらしの会連絡協議会	
	群馬県地域婦人団体連合会	
	群馬県生活協同組合連合会	
事 業 者	株式会社とりせん	
	群馬県再生資源事業協同組合連合会	
関係団体	群馬県環境アドバイザー連絡協議会	